

「熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業 環境影響評価準備書」についての 熊本県知事意見

環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項について十分勘案すること。

【全体的事項】

- (1) 方法書段階から準備書段階に至る過程で、施設構造を「オープン・放流型」から「クローズド・無放流型」に変更したため、これを踏まえ予測、評価を行っているが、方法書段階で予定していた調査、予測、評価項目と準備書段階での調査、予測、評価項目との相違が分かりにくいことから、説明を加えること。

【事業計画に関する事項】

〈施設計画〉

- (1) 埋立地を覆う覆蓋施設の設置に当たり、多くの支柱が埋立地内に設置されるが、この支柱と遮水構造の接する部分の遮水方法について説明すること。

〈モニタリング計画〉

- (1) 環境モニタリング（案）として観測井戸6地点について地下水水質調査を実施するように記載しているが、この観測井戸6地点の位置を、準備書に調査結果が示された地下水水質調査地点の位置と重ねて図示するとともに、その地点選定の意義と効果について明らかにすること。

【大気環境】

〈大気質〉

- (1) p5-8の表5.2-3に「×」（選定しない）と記載しているにもかかわらず、p5-6の「②参考項目にあるが選定しないこととした環境影響評価の項目」に記載されていない項目が見られるが、どのような項目をこの「参考項目にあるが選定しないこととした環境影響評価の項目」に記載しているのか明確にすること。
- (2) p5-11の表5.2-4、p5-13の表5.2-5及びp5-16の表5.2-7において、大気質に係る環境影響評価項目の選定理由を示しているが、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、「その他 留意事項」の欄中「(その他の大気汚染に係る環境基準項目について)」に、「全国的に良好な状況であることから環境影響評価項目の対象としない」としている。これは、現況の状況だけで環境影響

評価項目の選定の必要性を判断しており、事業内容を踏まえたものとなっていないことから、事業内容を踏まえ環境影響評価項目の選定の必要性を判断すること。

〈悪臭〉

- (1) 対象事業はクローズド型の最終処分場であるので、「廃棄物の存在・分解による臭気の影響はないと考えられる。」とし、「悪臭」を環境影響評価項目から除いているが、臭気の漏えいの可能性及び脱臭設備の処理能力の観点からも悪臭の環境影響評価項目への選定の必要性について説明すること。

〔水環境〕

〈水質〉

- (1) 降雨後水質・流量調査結果として、平均的な降雨量のときと降雨量が多いときの水質を示しているが、降雨量が多い時に COD 及び BOD がより高い値を示している。この結果が一般的な現象であるのかどうか、考えられるその原因とともに考察し、結果の妥当性について検討すること。

〈地下水〉

- (1) 地下水の水質調査結果を示しているが、基準を超過している項目が見られる。事業の影響を評価する上で、供用前の地下水水質の状況把握と問題点の解決が重要であることから、基準を超過している理由について考察すること。

〔動物・植物・生態系〕

〈動物〉

- (1) 菊池川（白石）における底生動物の確認状況について、算出された多様度指数の値が示されているが、この値に関する考察を記載すること。
- (2) 車両の運行によるロードキルに関する予測・評価項目について、「飛翔により移動を行うため」として鳥類を対象外としているが、サギ類が乗用車に衝突して死亡する例も多いことから鳥類を予測・評価項目に追加すること。
- (3) 重要な種の生息環境の改変割合として、種ごとの生息環境類型別に改変割合を示すとともに合計した改変割合についても示しているが、合計して最終的な改変割合を算出した場合、平均化した割合となり、生息環境類型別の改変割合より低い値となるため適切でない。生息環境の改変による動物への影響を予測する場合には、生息環境類型別の改変割合をそのまま示すこと。
- (4) 重要な種の生息環境の改変割合を示しているが、生物種によってその値の

- 重要性は異なってくるものと考えられることから、改変の程度が意味するところを明記するとともに、評価に至った根拠について詳細に記載すること。
- (5) 重要な種への影響予測における「動物の生息環境の改変」の予測結果について、「生息及び生息環境に与える影響は小さい」としているが、生息環境の一部が消失することを考慮すると適切な表現ではないことから、より適切な表現に修正すること。
 - (6) ヘイケボタルの生息及び生息環境に対する予測として、「止水域に生息する種であり、主な生息環境である水田が改変されないため、生息及び生息環境に与える影響は小さい」としているが、ヘイケボタルは流れの緩やかな河川にも生息するため、これを踏まえた予測とすること。
 - (7) 動物の重要な種に関する環境保全目標として「生息数に著しい減少が生じないこと」を設定しているが、生息数を目標の指標とする場合には「生息数を可能な限り減少させないこと」といった表現が適切である。
 - (8) チュウサギに関する環境保全目標として「生息数に著しい減少が生じないこと」及び「継続した生息が保たれること」の2つを設定しているが、これら2つを並列で記載することは適切でない。より適切な表現に修正すること。
 - (9) 環境影響評価結果からはホタルに関する事後調査の必要性は小さいと判断されるにもかかわらず事後調査を計画しているが、実施する理由と目的を明確にすること。

〈植物〉

- (1) 植物の移植に当たっては、専門家の指導の下、移植先である既存の生育地に影響を与えない方法で実施するとともに、適切な期間追跡調査（モニタリング）を実施すること。

【廃棄物等】

〈廃棄物〉

- (1) 浸出水処理に伴い発生する残さ物（汚泥や脱塩処理設備により除去された塩類等）の処理方法について記載すること。その上で、「6.6.1 廃棄物等」における予測、評価項目として追加する必要があるか検討すること。なお、検討の結果、追加の必要がないと判断した場合には具体的な根拠とともに検討結果を示すこと。